

岡山市青年ボランティア育成事業補助金交付要綱(改正案)

(趣旨)

第1条 青年ボランティアを育成し、そのネットワーク化を図り、青年の社会活動及び社会参画を推進するため、予算の範囲内において岡山市青年ボランティア育成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、岡山市青年協議会が実施する岡山市青年ボランティア育成事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 子どもの健全育成に関するボランティア育成事業
- (2) 障害者や高齢者のサポートボランティア育成事業
- (3) まちづくりに関するボランティア育成事業
- (4) 環境美化又は環境保全に関するボランティア育成事業
- (5) 国際理解、国際貢献又は国際交流に関するボランティア育成事業
- (6) その他ボランティア育成に関し岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、岡山市青年協議会とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助事業に要する経費のうち、教育委員会が定めた額とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象事業を実施するために直接必要な経費のうち、別表に掲げる費目に該当するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象団体の役員、職員又は構成員に対して支払う経費
- (2) 補助対象団体の経常的な運営経費(施設、設備等の維持管理に要する経費等)
- (3) 補助対象事業に直接関連しない経費
- (4) 他の補助金等により賄われる経費
- (5) 領収書その他の支払いを証明できる書類を提出できない経費
- (6) その他教育委員会が補助の対象として適当でないと認める経費

(交付の申請)

第7条 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第4号の書類の添付は要しないものとする。

(着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(補助金等の完了前交付)

第9条 規則第19条第1項ただし書の規定により、同条第2項に定める補助金等交付請求書の提出があつた場合であつて、教育委員会が事業を実施するに当たり必要と認めるときには、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

補助対象経費
報償費(謝金)
旅費(交通費)
食糧費
消耗品費※1
通信運搬費
印刷製本費
使用料及び賃借料
保険料
手数料

※1 消耗品とは、その性質若しくは形状が1回若しくは短期間の使用により変質、消耗又は損傷しやすい物又は実験用材料として使用する物及び贈与を目的とする物、その他取得価格が5万円(税込)未満の物品を指す。